Tokyo Tokyo Delicious Museum 企画選定委員会設置要領

制定　令和８年 ７月２７日

（設置目的）

第１条　Tokyo Tokyo Delicious Museum （以下、「イベント」という。）の運営を委託する事業者の選定については、企画提案方式とし、応募事業者からの企画提案を審議し選定するため、Tokyo Tokyo Delicious Museum 実行委員会設置要綱第９条に基づき、Tokyo Tokyo Delicious Museum 企画選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

（１）イベントの企画提案について審査すること

（２）イベントの企画提案について選定すること

（３）委員会の運営に関する重要な事項に関すること

（組　織）

第３条　委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

３　委員長は、必要に応じて、前項に定める者以外の者を委員として追加指名することができる。

（委員長）

第４条　委員長は、委員会を代表する。

２　委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（定足数）

第５条　委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（代理出席）

第６条　第３条第２項に定める委員が出席できない場合は、委任状（別紙）により代理人をたてることができる。

（審査及び選定）

第７条　審査は、プレゼンテーション審査により行う。

２　応募事業者が提出した企画提案書及び応募事業者によるプレゼンテーションについて、審査する。

３　審査基準は別に定めるものとする。

４　審査の結果、委員全員の合計点を算出し、最も合計点が高い事業者を選定する。
５　審査項目の合計得点が同点の場合は、委員の協議により委員長が順位を付し、最上位であったものを選定する。
６　会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。
７　審査及び選定について特別の利害関係を有する委員は、審査及び選定に加わることができない。

（委員会の事務）

第８条　委員会の事務は、Tokyo Tokyo Delicious Museum 実行委員会事務局が処理する。

（その他）

第９条　本要領に定めのない事項については、委員長が定める。

附　則

この要領は、令和８年７月２７日から施行する。

別表

委員長	東京都産業労働局観光部　観光振興担当部長
委員	東京都産業労働局観光部　観光施策担当課長
	東京都産業労働局農林水産部　農林水産施策推進担当課長
	（公財）東京観光財団　観光事業部次長兼情報発信強化担当課長
	（地独）東京都立産業技術研究センター化学応用技術部 食品技術センター主任研究員

別紙（第５条関係）

委　任　状

（Tokyo Tokyo Delicious Museum 企画選定委員会）

（代　理　人）

団体・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記のものを代理人と定め、審査を委任します。

年　　月　　日

（委　任　者）

団体・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿